

多古町地域防災計画修正概要

1 修正趣旨（目的）

多古町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、多古町防災会議が作成する計画であり、多古町に係る防災に関し、町及び関係機関が、災害予防、応急対策及び復旧・復興に至る一連の災害対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定されます。

多古町では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機に見直された国の防災基本計画（平成 23 年 12 月修正）、及び千葉県地域防災計画の見直し（平成 24 年 8 月修正）に対応するため、平成 25 年 3 月に地域防災計画を修正しましたが、その後も、国では災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）、千葉県では千葉県地域防災計画の見直し（平成 27 年 3 月修正）など、関連法の改正や上位計画の修正が行われています。

このため、これらの状況を踏まえつつ、本町における公共施設の新設及び統廃合計画による防災拠点の見直しや、新たな視点での検討を加えることで、さらなる防災対策の充実を目指して計画の見直しを行いました。

2 見直しのポイント

(1) 災害対策基本法の改正を反映した計画の見直し

東日本大震災の教訓を活かし、今後の防災対策を充実・強化するための災害対策法制の見直しの一環として、平成 24 年 6 月の災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 41 号。）に引き続き、平成 25 年 6 月 21 日に災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号。）が公布され、さらなる法制上の措置が講じられました。

今回の改正に伴い検討した主な事項は次のとおりです。

項目	内容
指定緊急避難場所についての検討	改正前の災害対策基本法では、避難場所又は避難所の指定等に関して、特段の規定が設けられているところではなく、津波や水害等の際住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、逆に危険が生じた事例があったことなどを踏まえ、安全面の観点から、それぞれの異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所を指定し、これを住民等に周知することにより、より円滑かつ安全な避難を促進しようとするもの。
指定避難所についての検討	災害発生時に、被災者の避難及び救援を円滑に実施するためには、これらの用に供する適切な施設をあらかじめ指定しておき、住民等に広く周知しておくことが有効である。また、指定により救援物資等の送付先となる避難所を事前に周知しておくことにより、国等によるプッシュ型の物資輸送の的確かつ迅速な実施や、広域避難が必要な事態の円滑な被災住民の受入れの協議が可能となる。 このことから地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定するもの。

項目	内容
避難行動要支援者名簿の作成	高齢者や障害者等の「要配慮者」を災害から保護するため、町長が避難について特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設する。この際、こうした名簿の作成・利用に際しては、町の個人情報保護条例の規定に抵触する場合もあることから、必要な個人情報の利用が可能となるよう法律に明確な根拠を設けることとしたもの。
避難所等における配慮について	東日本大震災において、避難者の避難生活が長期化するにつれ、心身の健康を損なうなどの課題があったことを踏まえ、避難所における生活環境の整備について努力義務を定めるもの。また、避難所以外の場所での生活を余儀なくされた被災者に対しても、避難所に滞在する被災者と同様の支援が受けられるよう、必要な配慮を行うことについて努力義務を定めるもの。
インターネット等を活用した情報伝達関係	東日本大震災において、市町村からの避難指示があったにも関わらず、住民の逃げ遅れが発生し、避難誘導等に当たった防災関係者等の被害も生じたことを踏まえ、避難指示等の伝達手段の多様化（インターネットの活用等）を促進することとしたもの。
屋内での待避等の安全確保措置の指示関係	既に河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動することにより逆に危険が生ずる場合があることから、従来の「避難のための立退き」に加え、新たに、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での待避等の安全確保措置」を法律上位置づけることとしたもの。
安否情報の提供等について	東日本大震災では、被災者の安否について、個人情報保護条例との関係から被災者の家族等に回答することも躊躇した自治体があったことを踏まえ、被災自治体において安否情報の回答が可能となるよう、法律に明確な根拠を設けることとした。これにより、都道府県知事又は市町村長は、災害発生時に、被災者の安否に関する情報について照会があった場合に、照会者に回答することができる。
罹災証明について	被災者生活再建支援金の支給をはじめとする支援措置の申請に活用される罹災証明書について、東日本大震災では交付までに数カ月を要した市町村もあったことを踏まえ、災害発生後、罹災証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう法律に明確な根拠を設けるとともに、住家の被害調査等に必要な体制整備に関する市町村の責務を規定した。 町長は、災害による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため、被災者から申請があった場合、遅滞なく罹災証明を交付しなければならない。

(2) 千葉県県地域防災計画の反映

平成 27 年 3 月に修正された県地域防災計画について、主な修正内容として挙げられた「大規模広域災害に備えた防災力の強化」、「避難対策の強化」、「被災者の支援体制の充実」などについて検討し、必要に応じて本町地域防災計画へ反映することにより県地域防災計画との整合を図りました。

(3) 各省庁及び千葉県等による防災関連ガイドラインなどの反映

以下に示す各省庁等から出された防災に係る各種ガイドラインなどを計画に反映しました。

- ① 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）（平成26年4月、内閣府）」
- ② 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月、内閣府）」
- ③ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月、内閣府）」
- ④ 「改正水防法のポイント」（平成25年6月、国土交通省水管理・国土保全局）
- ⑤ 「特別警報」「竜巻注意情報」など最新の気象情報（気象庁）
- ⑥ 「千葉県防災基本条例」（平成26年4月、千葉県）

(4) その他の見直し内容

① ヘッダーの追加

見やすく読みやすい地域防災計画とするため、各頁のヘッダー部分に編名及び章名を記載し、各頁の記載内容が何編の何章に該当するか、すぐに分かるようにしました。

② 全体目次の作成

現行計画で、各編の冒頭にある目次を全体目次として巻頭に移動し、各編の構成がわかりやすいようにしました。

③ 担当部署の明記

庁内の担当部署と本編の項目の対応については、担当課を記載し、役割分担を明確にしました。

④ 注釈（資料編の参照）を追加

本編と資料編が関連する事項については、該当する資料名を本編に記載しました。

⑤ 記載事項の整理

現行計画は、町関連事項と県関連事項の混在が見られるため、計画本編については、町関連事項を中心として整理することにより、本編のスリム化を図りました。

⑥ 施設の新設や統廃合による防災拠点の見直し

幼稚園と保育園を統合して設置した多古こども園、交通結節点となる多古台バスターミナル等、新たに設置された施設や、今後設置が計画されている公共施設のほか、本町の集客施設となっている道の駅多古の防災的位置付けを検討し、地域防災計画に記載しました。

⑦ 災害協定の追加添付

新たに締結した各種災害協定の写しを追加添付するとともに、災害時に有効に機能させるため、協定締結先の現在の担当部署を明記しました。

3 多古町地域防災計画の構成

今回の改定による多古町地域防災計画の基本的な構成は、現行計画を踏襲しました。

県計画の構成に合わせ、「第1編 総則」には「第4章 地勢概要等」を追加しています。

なお、県計画では、「第2編 地震・津波編」に「第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画」が追加されていますが、本町は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」で指定される「南海トラフ地震防災対策推進地域」に含まれないことから、本町の地域防災計画ではこの第5章を設けていません。

■多古町地域防災計画の構成

